

呉市特別職員退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

呉市長 新 原 芳 明

呉市条例第41号

呉市特別職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

呉市特別職員退職手当支給条例（昭和33年呉市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「（以下「退職手当」という。）」を削る。

第3条第1項中「呉市職員退職手当支給条例（昭和38年呉市条例第15号）」を「退職手当条例」に改め、同条第2項中「他の地方公共団体の職員又は国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者（以下「他の地方公務員等」という。）」を「他の地方公務員等」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（退職手当の特例）

第3条 他の地方公共団体の職員又は国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者（以下「他の地方公務員等」という。）が引き続いて特別職員となった場合には、当該他の地方公務員等に対する退職手当に関する規定による退職手当の算定の基礎となる在職期間は、その者の特別職員としての在職期間に通算する。

2 前項に規定する場合における退職手当の額は、前条第2項及び第3項の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 特別職員としての在職期間について、前条第2項及び第3項の規定により算定して得た額

(2) 他の地方公務員等としての在職期間について、他の地方公務員等を退職した日における給料月額又は俸給月額（国家公務員退職手当法第3条第1項に規定する俸給月額をいう。）及び在職期間を基礎として、当該他の地方公務員等を退職した日に呉市職員を退職したものとみなして、呉市職員退職手当支給条例（昭和38年呉市条例第15号。以下「退職手当条例」という。）の適用を受ける職員の例により算定して得た額

付 則

この条例は、公布の日から施行する。